

契約変更（第 1 回）理由書

神戸市

工 事 名	八坂川改修工事（その２）		
当初			
工事延長 L=31.5m			
河川土工	一式	法覆護岸工	一式
付帯工	一式	構造物撤去工	一式
仮設工	一式		
変更			
工事延長 L=31.5m			
河川土工	一式	法覆護岸工	一式
付帯工	一式	構造物撤去工	一式
仮設工	一式		
契約変更の理由			
現地発生土砂が粘性土で土質が悪く、当初設計で想定していた残土処分地（淡河環境センター）での受け入れが不可となったため、複数処分地の比較検討の結果、残土処分地を北神吉田建設(株)南山処分地へ変更する。			
その他、現地精査により、数量に変更が生じたため、変更する。			